

鸞岡省佐『古文真宝不審』について―翻刻と本文解説―

(人文・社会科学漢文学研究室) 太田 亨

はじめに

日本中世禅林において『古文真宝』は、特に後集が盛んに読まれ、多くの抄物が残されている。その中の一つに尊経閣文庫に所蔵されている『古文真宝不審』がある。本稿では、その翻刻と本文解説、概要について検討する。

一、翻刻と本文解説

『古文真宝不審』は、「東樵」こと鸞岡省佐と明人との問答が記されている。縦二七・五糎×横二三糎。表紙と第二丁表に「古文真宝不審 明人筆談」と書かれ、第二丁表より鸞岡と明人の問答が始まる。

以降、『古文真宝不審』の本文を太字ゴシック体で表し、それぞれの問答について解説を加える。なお、各問答者を示す傍書の朱筆については括弧で示す。

〈序〉

(日本東樵問) 我国禅林小学之徒、近年専講古文真宝、其間多可疑難者云也。

余有数条疑團。幸得逢先生。足下願鴻筆之下、即時剖判去。雖天甚熱、垂哀憐、暫容閑坐。

(日本東樵問) 我国禅林小学の徒、近年専ら古文真宝を講ぜられ、其の間疑難すべき者多しと云ふなり。余数条の疑團有り。幸に先生に逢ふことを得たり。足下願はくは鴻筆の下、即時に剖判し去らんことを。天甚だ

熱しと雖も、哀憐を垂れて、暫く閑坐を容れん。

愛媛大学教育学部紀要 第五十九巻 三二八(二十一)～三二四(三十五) 二〇一二

「東樵」は鸞岡省佐の別号である。鸞岡が明人(祝允明)に質問するに当たって、自国の『古文真宝』受容の様子と、明人・祝允明先生に自身の疑問に答えてほしいことを願ひ出ている。

日本の禅林において、少年僧が『古文真宝』を講義されるも、その間に疑い難ずべきことが多くあつたという。鸞岡自身も数条の疑問を持つており、幸いにも祝允明先生に会うことができた。願うことなら、大文章家である祝允明の下で、数条の疑問を即座に分別解消したい。天は甚だ熱し暑いとはいえ、どうか哀憐を施し、しばらくの間問答の時間を取ってほしい、という。

〈問答一〉

漢武秋風辞注云、三韻一葉。後又云、六韻一葉。我地之學者甚怪之曰、前三韻一葉之語亦可怪之。雖然此注、相兼前後而言之歟。後又六韻之字可怪之。再兼前後而言之、則或可言三韻一葉、或可言九韻一葉也。有人曰、曾見古本作九韻。又有人強作義曰、後六韻一葉之語、蓋以少壯幾時之時字為一韻、而為六韻也。不知拋何義哉。想是字誤歟。

(明人答) 只是注刻之誤。楚詞之體、多少句、皆不拘。此注出於書。怗細人所為。不必疑、只是誤耳。

漢武「秋風辞」の注に云ふ、三韻一葉、と。後に又た云ふ、六韻一葉、と。我地の學者甚だ之を怪しみて曰く、前の三韻一葉の語も亦た之を怪しむ

べし。然りと雖も此の注は、前後を相ひ兼ねて之を言ふか。後の又た六韻の字も之を怪しむべし。再び前後を兼ねて之を言ひ、則ち或ひは三韻一葉と言ふべく、或ひは九韻一葉と言ふべきなり、と。人有りて曰く、曾て古本を見るに九韻と作す、と。又た人有りて強ひて義を作して曰く、後の六韻一葉の語は、蓋し少壯幾時の時の字を以て一韻と為し、六韻と為すなり、と。何の義に拠るかを知らず。想ふに是れ字の誤りか、と。

(明人答) 只だ是れ注刻の誤りなり。楚詞の体、多少の句、皆な拘はらず。此の注は書よりに出づ。細人の為す所を仿む。必ずしも疑はざるも、只だ是れ誤りなるのみ、と。

漢の武帝が製した「秋風辞」は、『古文真宝』卷一に収められている。序によれば、武帝が河東郡に行幸し、地の神である后土を祀るに際し、途中に長安を顧みて群臣と宴会を始め、大変興に乗って詠つたものであるという。作品を次に挙げる。

秋風起兮白雲飛、草木黃落兮雁南歸。

蘭有秀兮菊有芳、懷佳人兮不能忘。^{*1}

泛樓船兮濟汾河、橫中流兮揚素波。

簫鼓鳴兮發權歌、歡樂極兮哀情多。

少壯幾時兮奈老何。^{*2}

秋風起りて白雲飛び、草木黄落して雁南に歸る。蘭に秀有り菊に芳有り、佳人を懷ひて忘るる能はず。樓船を泛べて汾河を濟り、中流に横たはりて素波を揚ぐ。簫鼓鳴りて權歌発す。歡樂極まりて哀情多し。少壯幾時ぞ老を奈何せん。

*1印の箇所に注に「此三韻一葉。」(此れ三韻一葉なり。)とあり、*2印の箇所に「六韻一葉、錯雜成章。楚詞之体也。」(六韻一葉にして、錯雜して章を成す。楚詞の体なり。)とある。鸞岡はこの二つの注が日本において甚だ不可

解とされ怪しまれているという。そして、*1注については、「三韻」が前後の文章を兼ねているのではないか。また*2注については、「六韻」とあるが、ここでも前後の文章を兼ねて「三韻一葉」もしくは「九韻一葉」とするのが良いのではないかとする。またある人は、古本に「九韻」となっていたのを見たと言ひ、ある人は「少壯幾時」の「時」字も韻に加えて「六韻」と無理強ひして解するのが良いと言ひ、どの解釈に拠ればよいのか分からない。思うにこれは字の誤りなのだろうか、と尋ねる。

この鸞岡の質問に対して、明人の祝先生は、この注はただの誤刻である。「楚詞之体」についても、多くの句で韻については拘わっていない。この注は書より出たものである。細かな点を詮索する人が行つたことを忌む。必ずしも疑う必要はなく、ただ誤つたにすぎない、と答えている。

鸞岡の質問において、前注を「三韻一葉」と考えるのは、「飛」「歸」(上平声微音)の一韻と、「芳」「忘」(下平声陽韻)の一韻と、「河」「波」「歌」「多」(「老」(下平声歌韻)の一韻の三韻が叶韻であると考えからであり、後注を「九韻一葉」とするのは、九字それぞれが叶韻であると考えからであろう。

〈問答2〉

(東樵) 某在日本国日、常謂同袍曰、是板刻之誤、有何疑。然而或有不信之者。故今日就先生決之、如合符、不堪歡喜者也。只疑此六韻之六字也。

(明人) 前注當云、以上皆二韻一葉。後注當云、五句一韻一葉。

(東樵) 某日本国に在りし日、常に同袍に謂ひて曰く、是れ板刻の誤りなれば、何の疑ひか有らん、と。然而れども或いは之を信ぜざる者有り。故に今日先生に就きて之を決するに、符を合するが如く、歡喜に堪へざる者なり。只だ疑ふらくは此の六韻の六の字なり、と。

(明人) 前注は當に以上皆二韻一葉と云ふべし。後注は當に五句一韻一

叶と云ふべし、と。

鸞岡は、私は日本でいつも仲間にも、これは板刻の誤りであるので、何ら疑うことはない、と言っていたが、信じない者も中には存した。そのため、今日先生に聞いて日本での状況に決着を付けることができ、事の彼此が合致し、喜びに耐えない。ただやはり「六韻」の「六」の字については疑問である、と祝先生の答えに対するお礼と、それでもいまだ納得いかない点があることを述べている。

鸞岡の疑問について、祝先生は、*1の注については、「以上二韻一葉」と言うべきであり、*2の注については、「五句一韻一葉」と言うべきであると答えている。

「叶韻」とは、通常の発音では押韻の關係にならない韻字同士を、その場限り字音を人為的に変化させて押韻關係を作ることと言う。祝允明は、「飛」「歸」(上平声微音)の二韻が叶韻、「芳」「忘」(下平声陽韻)の二韻が叶韻であり、「河」「波」「歌」「多」「老」(下平声歌韻)の五字が一つの韻で叶韻であるとする注にしたほうがよいと述べている。

〈問答3〉

(日本僧東樵) 後出師表、余見之、似脱落二句。余向我地之学者、雖說之、或有不信之者也。此劉繇王朗以下至遂并江東、共是後漢建安初事、在孔明未出之前也。孫策死、在建安五年、孔明出南陽、在建安十二年。然則劉繇王朗孫策事、何預孔明身上哉。此注只似錯了。前後引高祖曹操事、而其下有孔明。私剖判語、則并江東之下、亦可有二句之比判。此文無之、蓋板刻脱落、古來將錯就錯歟。

(明人答) 出師表中皆引前事、而以當時己之事勢較之、以判為也。劉繇王朗一節、遂并江東之下、當再有二句、此乃脱落耳。誠好。高見不必更疑。

(日本僧東樵) 後出師表、余之を見るに、二句を脱落するが似し。余我が地の学者に向ひ、之を説くと雖も、或ひは之を信ぜざる者有り。此れ「劉繇王朗」以下、「遂に江東を并せしめん」に至るは、共に是れ後漢の建安初の事にして、孔明の未だ出でざるの前に在るなり。孫策の死は、建安五年に在り、孔明の南陽に出づるは、建安十二年に在り。然れば則ち劉繇・王朗・孫策の事は、何ぞ孔明の身上に預からんや。此の注は只だ錯了するが似し。前後に高祖・曹操の事を引き、而して其の下に孔明有り。私かに判語を剖つに、則ち「江東を并せしめん」の下に、亦た二句の比判有るべし。此の文に之無きは、蓋し板刻の脱落にして、古来より錯を將て錯に就くか、と。

(明人答) 出師表中に皆前前の事を引き、而して當時の己の事勢を以て之を較べ、以て判為するなり。劉繇・王朗の一節、「遂に江東を并せしめん」の下に、當に再び二句有るべく、此れ乃ち脱落するのみ。誠に好し。高見にして必ずしも更に疑はず、と。

鸞岡が疑問に思っているのは、『古文真宝』卷八に収められている諸葛亮「後出師表」である。「後出師表」は、建興六年(二二八)、魏軍が呉と戦つて敗れ、魏の兵が東に降り、関中が手薄になったため、それを見た諸葛亮が魏を討つ好機ととらえ、前年に引き続きたてまつって意見を表明したものである。鸞岡はこの表の中で二句の脱落があるのではないかと疑っているが、日本においてはその意見を信じない者がいるという。表の中で劉繇と王朗と孫策を述べた段がある。ここでは、鸞岡の証に關係することから前後の段も引用する。

①高帝明並日月、謀臣淵深。然涉險被創、危然後安。今陛下未及高帝。謀臣不良良平、而欲以長策取勝、坐定天下。此臣之未解一也。

②劉繇、王朗各據州郡。論安言計、動引聖人。群疑滿腹、衆難塞胸。今歲不戰、明年不征、使孫策坐大、遂并江東。此臣之未解二也。

③曹操智計殊絶於人。其用兵也、髣髴孫呉。然困於南陽、險於烏巢、危於祁連、偏於黎陽、幾敗北山、殆死潼関。然後偽定一時爾。況臣才弱、而欲以不危而定之。此臣之未解三也。

①高帝の明日月に並び、謀臣淵のごとく深し。然れども險を涉り劊を被り、危くして然る後に安し。今陛下未だ高帝に及ばず。謀臣良・平に如かず、而も長策を以て勝を取り、坐して天下を定めんと欲す。此れ臣の未だ解せざるの一なり。

②劉繇・王朗各おの州郡に據る。安んぜんことを論じ計を言ひ、動もすれば聖人を引く。群疑腹に満ち、衆難胸に塞がる。今歳戦はず、明年征せず、孫策をして坐して大に、遂に江東を并せしめん。此れ臣の未だ解せざるの二なり。

③曹操の智計は人に殊絶す。其の兵を用ふるや、孫呉に髣髴たり。然れども南陽に困しみ、烏巢に險しく、祁連に危く、黎陽に偏られ、幾んど北山に敗れ、殆んど潼関に死せんとす。然る後一時を偽定するのみ。況んや臣の才弱くして、而も危ふからざるを以て之を定めんと欲するをや。此れ臣の未だ解せざるの三なり。

鸞岡が問題視しているのは②段である。劉繇と王朗が州や郡をよりどころにしていたところ、その群臣たちがそれぞれの意見を述べて劉繇と王朗の決断を感わせたため、何もできないでいた。そのため孫策が劉繇と王朗を討ち滅ぼし、江東の地方を併せることとなったとし、諸葛亮はそのことが理解できないという。このことに対して鸞岡は、劉繇・王朗のことは後漢の建安初に起こった出来事であり、諸葛亮が表舞台に出る前である。孫策の死が建安五年（二〇〇）であり、劉備が三顧の礼を以て諸葛亮を迎え、南陽に出るのが建安十二年（二〇七）であるのだから、劉繇・王朗・孫策のことは諸葛亮の身の上とは全く関係がない。ここに「劉繇、字正礼。據曲阿王。王朗、字景興。守魏郡。」（劉

繇、字は正礼。曲阿王に據る。王朗、字は景興。魏郡を守る。）とある注はただ誤らせるだけである。劉繇・王朗の段の前に①段では高祖・劉邦が、後の③段では曹操のことが書かれているが、劉邦には事跡の説明の後に「今陛下」から「坐定天下」まで、曹操には事跡の説明の後に「況臣才弱」から「而定之」まで、いずれも二人の事跡に対する諸葛亮の考えが述べられている。このことから鸞岡は、「遂并江東」の後に、劉繇・王朗に対する諸葛亮の批判が二句あるはずだとし、この二句がないのは板刻の誤りであって、古来、誤りに誤りを重ねていると意見する。

この鸞岡の意見に対して、明人・祝先生は、「出師表」の中では、みなそれ以前の出来事を引用し、当時の諸葛亮の状況と比較してその行為を判断している。劉繇・王朗の一段では、「遂并江東」の後に二句あるはずであり、脱落しているだけである。鸞岡の意見は更に疑いような立派なものである、と称揚している。

〈問答4〉

（東樵問）滕王閣序、專伝王勃十三歳作、出于小雜書中。余見新唐書并才子伝、王勃父福時為交趾令、勃往省焉、過於洪州之時作也。然則似廿八九歳作。但此序中曰、童子何知。以此句見之、則似与十三歳說相応也。余見左伝成公十六年伝、范文子取戈、遂其子范旬曰、童子何知。蓋是父而稱子為童子者也。王勃時有父、則自称童子、雖廿八九歳亦可也。柳宗元文曰、容受童孺、使在末位。（注云、子厚時年二十七。）繇是則王勃廿八九歳、而曰童子、亦理当然、何可怪哉。但捩何説。

（明人答）若以左伝柳文、古人自称或父称子、皆為童子、則義亦通。但十三歳之説、必有所伝、二説亦皆通也。

（東樵問）滕王閣序は、専ら王勃十三歳の作と伝はり、小雜書中に出づ。

余新唐書並びに才子伝を見るに、王勃の父福時交趾令と為り、勃往きて省ぬるに、洪州を過りし時の作なり。然れば則ち廿八九歳の作なるが似し。但し此の序中に曰く、童子何ぞ知らん、と。此の句を以て之を見れば、則ち十三歳の説と相ひ応ずるが似し。余左伝成公十六年の伝を見るに、范文子戈を取りて、其の子范匄を遂ひて曰く、童子何ぞ知らん、と。蓋し是れ父にして子を称するに童子と為す者なり。王勃時に父有れば、則ち自ら童子と称すは、廿八九歳と雖も亦た可なり。柳宗元の文に曰く、童孺を容受し、末位に在らしむ、と。(注に云ふ、子厚時に年二十七、と。)是に繇れば則ち王勃廿八九歳にして、而るに童子と曰ふも、亦た理は当に然るべく、何ぞ怪しむべけんや。但し何れの説に拠らん、と。

(明人答) 若し左伝柳文の、古人の自称或いは父の子を称するを以て、皆な童子と為せば、則ち義も亦た通ず。但し十三歳の説も、必ず伝ふる所有れば、二説亦た皆な通づるなり、と。

鸞岡は王勃の「滕王閣序」(卷三所収) について疑問を呈している。「滕王閣序」は王勃が十三歳の時の作品であると様々な書に出ているという。これは「太平広記」一七五「幼敏」の「王勃」に引用する「摭言」に「唐王勃、字子安、六歳能属文。清才濬発、構思無滞。年十三、省其父至江西。会府帥宴於滕王閣。時帥府有婿善為文章。帥欲誇之賓友。乃宿構滕王閣序、俟賓合出之。(略)」「王勃、字は子安、六歳にして能く文を属る。清才濬発にして、思ひを構ふるに滞ること無し。年十三、其の父を省ねて江西に至る。会たま府帥滕王閣に宴す。時に帥府婿有りて善く文章を為る。帥之を賓友に誇らんと欲す。乃ち宿して滕王閣序を構り、賓の合するを俟ちて之を出す。(略)」とあったり、「古今事文類聚」前集卷四十六「十三歳」の項に「王勃年十三作滕王閣序」(王勃年十三にして滕王閣序を作す)とあることに拠ろう。「新唐書」王勃伝には「父福時、繇雍州司功參軍、坐勃故左遷交趾令。勃往省。度海溺水、瘁而卒。年二十九。

初道出鍾陵。九月九日、都督大宴滕王閣、宿命其婿作序、以夸客。因出紙筆偏請客、莫敢當。至勃汎然不辭。都督怒、起更衣、遣吏伺其文輒報。一再報、語益奇、乃矍然曰、天才也。請遂成文、極歡罷。」(父の福時は、雍州の司功參軍に繇り、勃の故に坐して交趾の令に左遷せらる。勃往きて省ぬ。海を度るに水に溺れ、瘁して卒す。年二十九。初め道鍾陵に出づ。九月九日、都督大いに滕王閣に宴し、宿して其の婿に命じて序を作らしめ、以て客に夸らんとす。因りて紙筆を出だして徧く客に請ふも、敢て當たるもの莫し。勃に至りて汎然として辭せず。都督怒り、起ちて衣を更へ、吏をして其の文を伺ひて輒ち報せしむ。一再報するは、語益ます奇にして、乃ち矍然として曰く、天才なり、と。請ひて遂に文を成さしめ、歡を極めて罷む。)とあり、「才子伝」卷二にも同内容の記述がある。それらを見ると、王勃の父が交趾令となり、勃がそこへ行くとき、洪州(鍾陵は洪州を指す)を訪れた時の作品であり、だとすると二十八・九歳の作品であることになる。ただし、序の中で、「童子何ぞ知らん」とある句に拠れば、十三歳で製したとする説に適っており、どちらが良いのかをめぐって論を進めている。「左氏伝」十六年に「文子執戈逐之曰、国之存亡、天也。童子何知焉。」(文子戈を執りて之を逐ひて曰く、国の存亡は、天なり。童子何ぞ知らん、と。)とあり、これは父が子供を「童子」と称している。王勃は時に父がいたので、自らを「童子」と称するのは、二十八・九歳であつてもかまわない。また『新刊五百家註音弁唐柳先生文集』卷二十二「送楊凝郎中使還汴宋詩後序」においても、「時當朝之羽儀、凡同官之僚属、皆饒焉。容受童孺、使在未位。」(時に當朝の羽儀、凡そ同官の僚属、皆な饒す。童孺を容受して、末位に在らしむ。)の注に「孫曰、公時年二十七」とあり、二十七歳の柳宗元に対して「童孺」と称している。これらのことから王勃が二十八・九歳で「童子」と呼ぶのは、理において当然であり、どうして怪しむことがあるうか。ただし、これらの中で、制作年についてどの説に拠れば良いであろうかと質問する。

この鸞岡の疑問に対して、明人・祝先生は、もし『左氏伝』や『柳文』のように古人の自称もしくは父が子を称するのに、皆「童子」としていれば鸞岡の説も通じる。ただし、十三歳の作品とする説も伝わっており、これを否定することもできないことから、二つの説はどちらも通用する、と答えている。

〈問答5〉

〔東樵〕余考唐書本伝并才子伝、似廿九歳之作、故疑之。余曾以廿九歳作欲為是、則文之中有童子之語。而後見左伝柳文、而解童子之義。然可拋唐書耶。

〔明人〕如比據本伝及才子伝、以為廿九歳之作、正是考究得真。其童子之義、又有所解、則據以為廿九歳可也。

〔東樵〕余唐書の本伝並びに才子伝を考ふるに、廿九歳の作なるが似く、故に之を疑ふ。余曾て廿九歳の作を以て是と為さんと欲せば、則ち文中に童子の語有り。而る後に左伝柳文を見、而して童子の義を解す。然れば唐書に拠るべけんや、と。

〔明人〕如し本伝及び才子伝に比據せば、以て廿九歳の作と為し、正に是れ考究して真を得るなり。其れ童子の義、又た解する所有れば、則ち以て廿九歳と為すに據るも可なり、と。

鸞岡は、『唐書』の王勃伝と『唐才子伝』を照らし合わせて考察したところ、二十九歳の作品のようであり、十三歳の作品とする説を疑った。ただし、かつて二十九歳の作品であることを証明しようとする、文中に「童子」の語があった。が、その後『左氏伝』と『柳文』を見て、「童子」の意義を追究した。その結果、『唐書』に拠り、二十九歳説を取るべきではなからうか、とさらに質問する。

この質問に対して、明人・祝先生は、もし『唐書』の王勃伝と『才子伝』によれば、二十九歳の作品ということになり、まさに考究して真義を得ている。「童

子」の意味に、そのように解釈することがあるので、二十九歳の作品とするところによつても良い、と称揚する。

〔後出師表〕に引き続き、鸞岡の見解を称していることが判明する。

〈明人感懐1〉

〔明人〕右、考訂王勃之文及秋風詞韻、出師表脱句之誤。皆東樵師朗見得之。誠可信從。歎服歎服。

〔明人〕右、王勃の文及び秋風詞の韻、出師表の脱句の誤を考訂す。皆な東樵師朗見して之を得。誠に信じ従ふべし。歎服歎服。

明人・祝先生は、右に王勃の「滕王閣序」の制作年、「秋風辞」の叶韻、「後出師表」の脱句の誤りを考究して正しく直したことに、すべて鸞岡の卓越した見識によつて得られたのであり、まことに信じ従うべきであると感服し、鸞岡の見識を高く評価している。

〔署名1〕

正徳七年六月二日、姑蘇祝允明記。印

正徳七年六月二日、姑蘇祝允明記す。

武宗の正徳七年（一五一二）六月二日に姑蘇（江蘇省呉県の西南）の祝允明が記している。ここまで鸞岡と問答を行っていた明人が祝允明であったことが判明する。

〈問答6〉

〔東樵問〕曾所謂三韻一叶、六韻一叶事、就祝先生論之、不知先生之意如何。

又王勃滕王閣文、或云十三歳、或云廿八九歳作、予考之。又諸葛後出師表中似脱落二句等事、亦考之。如何。

（明人答）此但可与祝公論之。我不能臆断也。王勃事出師表事、大概古人編史、其差誤不少。余旧有唐書、糾謬三本、摘唐史年月差訛、地名人名謬悞、不下有千百事。誦史者、不能悉弁之也。或墓誌行実、与歴官不同、或生卒歲月、与歴差錯、甚至封爵官賞、亦有差失。此蓋史官之失、或又外人不審。別為私記、与史相乖、世既久遠、但可粗知大略。出処与忠臣孝子之大節、不可得而泯者、則不可而溷也。

（東樵問）曾て謂ふ所の三韻一葉、六韻一葉の事、祝先生に就きて之を論ずるも、先生の意の如何なるかを知らず。又た王勃の滕王閣の文、或ひは十三歳と云ひ、或ひは廿八九歳の作と云へば、予之を考ふ。又た諸葛の後出師表中に二句を脱落するが似き等の事も、亦た之を考ふ。如何、と。

（明人答）此れ但だ祝公とのみ之を論ずべし。我臆断すること能はざるなり。王勃の事・出師の表の事、大概古人の史を編するに、其の差誤少なからず。余旧と唐書を有し、糾謬すること三本、唐史の年月の差訛、地名人名の謬悞を摘むこと、千百の事有るを下らず。史を讀む者、悉く之を弁ずること能はざるなり。或ひは墓誌の行実、歴官と同じからず、或ひは生卒の歲月、履歴と差錯し、甚だしくは封爵官賞に至るも、亦た差失有り。此れ蓋し史官の失、或ひは又た外人の審かならざればなり。別に私記を為り、史と相乖くとも、世既に久遠なれば、但だ大略を粗知るべきのみ。出処と忠臣孝子の大節とは、得て泯ぼすべからざる者なれば、則ち溷すべからざるなり、と。

鸞岡は、かつて「秋風辞」の注にある「三韻一葉」と「六韻一葉」について、祝先生の下で論じたが、いま唐寅先生の意がいかかであるのか分らない。また王勃の「滕王閣序」が、十三歳の時の作品であるのか、二十八・九歳の時の作品であるのかについて考究した。また、諸葛亮の「後出師表」の文中に二句の脱落があるのではないかについても考究した。どうであろうか、と明人・唐

寅に尋ねている。

この発言に対して、唐寅先生は、これらは祝先生とだけ論じなさい。私は推し量つて判断することができない。王勃の「滕王閣序」と諸葛亮の「後出師表」に関して、おおよそ古人が歴史を編纂するに際して間違いは多くありがちである。私はもと『唐書』について三本の誤りを訂正したが、唐代の歴史上の年月の間違い、地名と人名の誤りを指摘すると、千百箇所に下らないほどであった。歴史を讀む人は全てこれらを判断することはできない。墓誌に書かれている事跡が歴任した官職と同じでなかったり、生没年月日が履歴と違い、ひどい場合には官爵や褒賞についても誤りがある。これは史官の過失であつたり、他人がつまびらかでないためである。別にこれから私記をつくり、史実に背くにしても、世の中は既に久しく遠く隔たつているので、ただあらまし概要を知ることができただけである。出処進退と忠臣や孝子の重い節義は滅びてはならないことであるので、決して汚すことはできない、という。

「滕王閣序」の製作年代に関する問答と「後出師表」の脱落句についての問答を見た唐寅が、歴史編纂に対する認識を述べている。先輩である祝允明に敬意を表しながら、当時の史観を表す貴重な見解と言えよう。

〔署名2〕

唐寅記。印

唐寅記す。

〔問答6〕の明人が唐寅であることが判明する。

〔明人感懐2〕

古文注、其人或採引来者有之。或自注者亦有之。如注漢武帝秋風辞、上曰三韻一葉、三當作二。下曰六韻一葉、六當作五。此武帝三字一句中、加一兮字者、

欲其連屬成文耳。后世作歌、或四句一更韻者、或通篇只一韻者、或前皆一韻、而后兩句獨一韻者。盛唐以前、如西漢先秦、初不拘、雖一韻至歌曲、則有叶者、不叶者。此舞歌一韻之中、而五韻相叶耳。吾蘇鄉進士祝希哲、博學強記、今之古人、能刊前人之誤正、當從之。

古文の注に、其の人或ひは採引して来る者之れ有り。或ひは自ら注する者も亦た之れ有り。漢武帝の秋風辭を注するが如きは、上に三韻一葉と曰ふに、三は當に二と作すべし。下に六韻一葉と曰ふに、六は當に五と作すべし。此れ武帝は三字して一句中に、一の兮の字なる者を加へ、其れ連屬して文を成さんと欲するのみ。后世歌を作すに、或ひは四句もて一たび韻を更ふる者、或ひは篇を通じて只だ一韻なる者、或ひは前は皆な一韻にして、而る后兩句独り一韻なる者あり。盛唐以前、西漢先秦の如きは、初め拘はらず、一韻もて歌曲に至ると雖も、則ち叶ふ者と、叶はざる者有り。此の舞歌は一韻の中、五韻相ひ叶ふのみ。吾が蘇鄉進士の祝希哲は、博學強記、今の古人にして、能く前人の誤を刊りて正せば、當に之に従ふべし。

ここでは、楊端夫なる明人が、鸞岡と祝允明の問答を見てその感懐を記している。古文の注において、採用・引用することもあれば、自ら注することもある。漢の武帝の「秋風辭」を注するのに、始めの「三韻一葉」とある注は「三二」を「二」にすべきであり、後の「六韻一葉」とある注は「六」を「五」にすべきである。武帝は一句の中に三字の後に「兮」字を加え、連続した文章を作ろうとしただけである。後世、歌を作るに際しては、四句で一度韻を変えるもの、篇を通じてただ一つの韻で通すもの、始めはすべて一韻であつても後に二句で一韻とするものができた。盛唐以前の西漢・先秦においては、初め叶韻に拘泥せず、一韻で歌曲を作ることになつても、叶う歌もあれば叶わない歌もあつた。この舞歌は、一韻であるといつても、五つの字の韻が叶っている。蘇州の郷試において進士である祝希哲（允明）は、博學強記であり、今代にとつて古人に

あたり、前人の誤りを削つて正すことができる、その意見・解釈に従つた方がよい、と鸞岡に助言している。

〔署名3〕

正徳壬申立秋后二日、海村楊端夫記。

正徳壬申立秋の后二日、海村楊端夫記す。

正徳壬申（一五一二）立秋（八月八日頃）を二日過ぎた日に、楊端夫なる人物が記している。〔明人感懐2〕の明人が楊端夫であることが判明する。

〔問答7〕

（東樵問）蜂房水渦注天井。

（明人答）以屋外庭院為天井。今人亦有此語。所云水溜其中為渦、并簷溜之注。皆可見矣。

（東樵問）蜂房水渦の注に天井、と。

（明人答）屋外の庭院を以て天井と為す。今人も亦た此の語有り。云ふ所の水其の中に溜まりて渦を為すは、并せて簷溜の注げばなり。皆な見るべし、と。

鸞岡は、杜牧「阿房宮賦」（卷一所収）の本文注について疑問点を取り上げている。疑問箇所の本文は次のようにある。

五步一樓、十步一閣。廊腰縵迴、簷牙高啄。各抱地勢、鉤心鬪角。盤盤焉。困困焉。蜂房水渦*、轟不知乎幾千萬落。

五步に一樓、十歩に一閣。廊腰縵く廻つて、簷牙高く啄めり。各おの地勢を抱き、鉤心鬪角せり。盤盤焉たり。困困焉たり。蜂房水渦*、轟として幾千万落なるかを知らず。

阿房宮に多くの宮殿が建ち並び、その荘嚴な様子が描かれている。*印には次

のような注がある。

遠望天井、如蜂窠焉。水之溜天井中為渦。

遠く天井を望めば、蜂窠の如し。水の天井中に溜まりて渦を為す。

鸞岡はこの注に出てくる「天井」について質問している。

明人・楊端夫は、「天井」について、屋外にある庭院のことであり、今の人もこの語を使用することを言う。また注の後半部の「水の天井中に溜まりて渦を為す」について、軒端から垂れる水滴が注いだためであるとし、注全体を見て解すべきであると答えている。

ここでは、『古文真宝』の注の見方について楊端夫の見解を示している。

〈問答8〉

（東樵問） 轍字指車跡乎。別有一物否。

（明人答） 轍是輪之總名、亦言其度数。云轍迹者、乃轍之迹、非謂轍即迹也。

所謂合轍、言其度数広狭相同也。軾不外飾。

東樵問ふ、轍の字は車跡を指すか。別に一物有りや否や、と。

明人答ふ、轍は是れ輪の總名にして、亦た其の度数を言ふ。轍迹と云ふは、

乃ち轍の迹にして、轍を即ち迹と謂ふに非ざるなり。謂ふ所の合轍は、其

の度数の広狭の相ひ同じきを言ふなり。軾は外飾ならず、と。

鸞岡は、蘇洵の「名二子説」（卷二所収）にある次の文章を問題にしている。

輪輻蓋軾、皆有職乎車。而軾獨若無所為者。雖然去軾、則吾未見其為完車也。

軾乎、吾懼汝之不外飾。天子之車、莫不由轍。而言車之功、轍不與焉。雖然

車仆馬斃、而患不及轍。是轍者禍福之間。轍乎、吾知免也矣。

輪輻・蓋軾は、皆な車に職すること有り。而るに軾は獨り為す所無き者の若

し。然りと雖も軾を去らば、則ち吾未だ其の完車為るを見ざるなり。軾や、

吾は汝の外を飾らざるを懼る。天子の車、轍に由らざる莫し。而るに車の

功を言へば、轍は與からず。然りと雖も車仆れ馬斃るるも、而も患ひは轍

に及ばず。是れ轍は禍福の間なり。轍や、吾免れんことを知る。

この「轍」字の意味について、車の跡を指すのか、それとも別に意味があるのか尋ねている。

これに対して明人・楊端夫は、「轍」は車輪の總名であり、またその幅の大きさのことである。「轍迹」と言うのは、車輪の迹のことであり、「轍」が迹と言う意味ではない。いわゆる「合轍」も、車輪の幅の広狭が同じであることを言う。「軾」（車の前の横木）は外面を飾らない、と答えている。

〈問答9〉

（東樵問） 西銘、富貴福澤、將厚吾之生也、此厚之字、如何訓哉。於此似可疑。

（明人答） 將厚吾之生也、亦言豊厚吾身而已。下云貧賤憂戚庸玉汝於成也、

言動心忍性以成其德耳。

（東樵問） 西銘に、富貴福澤は、將に吾の生を厚くせんとするや、此の厚

の字は、如何に訓ぜんや。此に於て疑ふべきが似し、と。

（明人答） 將に吾の生を厚くせんとするや、亦た吾が身を豊厚するを言ふ

のみ。下に貧賤憂戚は庸て汝を成るに玉にすと云ふや、心を動かせ性を忍

びて以て其の徳を成すを言ふのみ、と。

鸞岡は、張載「西銘」（卷五所収）の次の箇所を不審に思っている。

富貴福澤、將以厚吾之生、貧賤憂戚、庸玉汝於成也。存吾順事、沒吾寧也。

富貴福澤は、將に吾が生を厚くせんとし、貧賤憂戚は、庸て汝を成るに玉

にす。存すれば吾順ひて事へ、没すれば吾寧んずるなり。

富や名譽、幸福や恩沢といったものは自分の生活を豊かにし、貧乏や卑賤、心配や悲しみといったものは貴方を成就させるのに玉のように磨き上げよう、とある。鸞岡は、この文章における「厚」字について、どのように訓ずれば良い

のか疑問に思い、明人に尋ねている。

明人・楊端夫は、「將に吾の生を厚くせんとするや」とは、自分の身を十分に手厚くすることを言うだけである。続く「貧賤憂戚は庸で汝を成るに玉にす」とは、心を働かせて恐れ、嗜欲の性を堅くこらえることで徳を成就することを言うだけである、と答えている。

〈問答10〉

〔東樵問〕余曾謂、以下玉汝於成之玉字、觀之則厚字恐有他義訓敷。似可訓薄字。

故疑之。

〔明人答〕二字皆不誤、厚只是豐厚其生、使易為善。玉字乃使用功克治、以底于成之意。

〔東樵問〕余曾て謂へらく、下の汝を成るに玉にすの玉の字を以て、之を觀れば則ち厚の字は恐らくは他義有りて訓ぜんか。薄の字に訓ずべきが似し。故に之を疑ふ、と。

〔明人答〕二字皆な誤まらず、厚は只だ是れ其の生を豐厚にし、善と為り易からしむ。玉の字は乃ち用功して克治せしめ、以て成の意を底にす、と。

鸞岡は、問題箇所の下に「汝を成るに玉にす」とある「玉」の字を見て、「厚」字に恐らく他の意味があつて訓ずるのではないか。「薄」の字に訓ずべきのよう、そのために疑問に思っている、とさらに疑問の詳細を追問している。〈問答9〉で問題提起した「將に吾の生を厚くせんとするや」の「厚」字を「薄」に解することによって、富や名譽、幸福や恩沢といったものは自分の生活を薄にする、と言う意味になるのではないかとしている。

明人・楊端夫は、「厚」も「玉」も誤っていないとし、「厚」は、ただ生活を十分に手厚くし、善いものになりやすくさせる。「玉」は、努力して私欲にうち勝たせ、玉のようになすという意を底に含んでいる、と詳しく解説している。

〈問答11〉

〔東樵問〕古人用金魚袋。何義何用。

〔明人答〕緣魚目不瞑、使臣僚佩其形、欲其夙興夜寐、以勤於事上耳。所以用金者官品高也。用袋者、一云以活損失、一説有事時權以盛笏。然又謂笏大、只是藏護金魚而已。

〔東樵問〕古人金魚袋を用ふ。何れの義にして何にか用ひん、と。

〔明人答〕魚の目の瞑らざるに緣りて、臣僚をして其の形を佩び、其の夙に興き夜に寐ね、以て上に事ふるに勤めんと欲せしむるのみ。金を用ふる所以は官品の高きなり。袋を用ふるは、一に以て損失を活かすを云ひ、一説に事有りて時に權るに以て笏を盛ればなり。然して又た笏大と謂ふは、只だ是れ金魚に藏し護るのみ、と。

鸞岡は、古人が「金魚袋」を用いることに対し、どのような意味があつてどのように用いるか尋ねている。

明人・楊端夫は、魚の目が眠らないことに因み、多くの臣下や役人にその形のもの（袋に入れて）身につけ、朝早くから夜遅くまで働き、天子に仕えることに勤しみたくさせようとするのである。金を用いる理由は、官位の階級が高いためである。袋を用いるのは、一つの理由として損失をいやすためであり、一説に非常の時に応じるために天子に拝謁するための板をいれるためである。そして「笏大」というのは、ただ金魚袋に隠してしまうからである、と答えている。この「金魚袋」語については、『古文真宝』後集には見えない。以下の問いについても、鸞岡が普段から抱いていた疑問のようである。

〈問答12〉

〔東樵問〕或人曰、盛圖書箱鑰子。我疑之。故問之。今時官人有佩否。

〔明人答〕前所答者、見於宋時雜書中。所云盛圖書之類非也。今無比制度不佩矣。

（其後於唐解元家見古人金魚之說。是天子召臣時用之者也。蓋与旄節義同。）

（東樵問）或人曰く、凶書を盛る箱の鑰子、と。我之を疑ふ。故に之を問ふ。今時の官人は佩ぶること有りや否や、と。

（明人答）前に答ふる所の者は、宋時の雜書中に見る。云ふ所の凶書を盛るの類は非なり。今此の制度しどに無ければ佩びず、と。（其の後、唐解元の家に於て古人の金魚の說を見る。是れ天子の臣を召す時に之を用ふる者なり。蓋し旄節の義と同じ。）

鸞岡は、ある人が「金魚袋」が書籍を入れる箱の鍵であると言ったので、これを疑い、質問している。そして、今の時代に役人が身につけているのかどうか尋ねている。

明人・楊端夫は、前に答えた内容は、宋の時代の雜書の中で見た。ある人が言う書籍を入れる類という説は誤りである。今このごろにこの制度はなく、身につけることはない、と答えている。

明人の答えの後に、割注として問答後の行動が注記されている。それによると、唐解元（唐寅）の家で古人の「金魚」の説明を見た。「金魚袋」は天子が臣下を召すときに用いるものである。思うに「旄節」（使臣がその印として持つ羽毛で飾った節）と同じ意味である、とある。

〈問答13〉

（東樵問）活套二字、常有之。何義。

（明人答）此雖俗語、古人簡割中、多有活套之說。蓋言其文可以活絡移用耳。

又稱簡牘一通為一套、亦是旧伝。

（東樵問）活套の二字、常に之有り。何の義ぞ、と。

（明人答）此れ俗語と雖も、古人の簡割かんたの中に、多く活套の說有り。蓋し其の文の以て活絡移用すべきを言ふのみ。又た簡牘の一通を稱して一套と

為すも、亦た是れ旧伝なり、と。

鸞岡は「活套」の二字について、常に出てくるが、いかなる意味か尋ねている。明人・楊端夫は、これは俗語ではあるが、古人の文書の中に多く「活套」の說がある。思うにその文章が円滑に運用することができることを言うだけである。また手紙一通のことを「一套」と稱するのも、昔から伝え来たものである、と答えている。

〈問答14〉

（東樵問）套字何義。

（明人答）若以今世俗之評觀之、一套猶一副也。但旧多用於簡札。恐簡必有紙為籠套之具。因謂一通為一套。此愚以意求之也。

（東樵問）套の字は何の義ぞ、と。

（明人答）若し今の世俗の評を以て之を觀れば、一套は猶ほ一副のごときなり。但だ旧は多く簡札に用ふ。恐らくは簡は必ず紙有りて籠套の具為らん。因りて一通を謂ひて一套と為す。此れ愚意を以て之を求むるなり、と。鸞岡は、続いて「套」字はいかなる意味か尋ねている。

明人・楊端夫は、もし今の世俗の評からこの字を考えると、「一套」とは「一副」（単位を表す語）である。ただし、古くは多く竹の札に用いていた。恐らくは「簡」は、必ず紙があつて包み覆う道具であつたのであろう。そのため「一通」を「一套」という。これは自分の考えでこの解を求めた、と答えている。

〈問答15〉

（東樵問）羊羔兒酒、何義。

（明人答）只是傾酒、以羊羔薦飲耳。

（東樵又問）是為着歟。

〔東樵問〕 羊羔兒酒、何の義ぞ、と。

〔明人答〕 只だ是れ酒を傾くるに、羊羔を以て飲を薦むるのみ、と。

〔東樵又問〕 是れ肴と為すか、と。

鸞岡は、「羊羔兒酒」について、いかなる意味か尋ねている。

明人・楊端夫は、酒を飲むのに、羊羔をさかなにして飲むことだ、と答えている。

鸞岡は、酒に添える食べ物か、とまた尋ねている。

後人の朱書の注記には「又問」とするが、これは自らに発した疑問の言辞であつたかもしれない。

〔問答16〕

〔東樵問〕 五丁力士、或六丁、是何義。

〔明人答〕 六丁乃天神、五丁是蜀王開山道命五力士鑿之、稱為五丁也。

〔東樵問〕 五丁力士、或いは六丁、是れ何の義ぞ、と。

〔明人答〕 六丁は乃ち天神、五丁は是れ蜀王 山道を開くに五力士に命じて之を鑿たせ、稱して五丁と為すなり、と。

鸞岡は、「五丁力士」或いは「六丁」は、いかなる意味であるのか尋ねている。

明人・楊端夫は、「六丁」は道教の神の名前であり、「五丁」は、蜀の王が山道を切り開くのに五人の力士に命じて穿たせ、彼らを「五丁」と稱したのである、と答えている。「五丁力士」語は、『古文真宝』前集に収められる李白「蜀道難」、同じく前集に収められる杜甫「洗兵馬行」の注に見える。

〔問答17〕

〔東樵問〕 客況官況之況字、如何。

〔明人答〕 況者情緒之謂。

東樵問ふ、客況・官況の況の字は、如何、と。

明人答ふ、況は情緒の謂なり、と。

鸞岡は、「客況」と「官況」の「況」の字は、いかなる意味か、と尋ねている。

明人・楊端夫は、「況」は事に触れて起きる感情という意味である、と答えている。

〔問答18〕

〔日本僧東樵問〕 凡作文章、焉矣乎哉等字、除柳子厚所謂、別有異義否。我地有一知己、常疑此義。

〔明人答〕 焉矣哉也四字、是決辭。乎与等字、是疑辭。又不可執一看上文字。

如何如玉帛云乎哉。哉字上又用乎字、則哉字亦疑也。中国作文学、古取其格律之高、義理之正。此等処初不瑣瑣計議、蓋格律既高、義理既正、此等字樣自端的矣。我姚江趙搗謙先生在国初時、入翰林、曾作六書本義。我曾見此書、亦不過如此說。

〔日本僧東樵問〕 凡そ文章を作すに、焉・矣・乎・哉等の字、柳子厚の謂ふ所を除き、別に異義有りや否や。我が地に一知己有り、常に此の義を疑ふ、と。

〔明人答〕 焉・矣・哉・也の四字は、是れ決辭なり。乎・与等の字は、是れ疑辭なり。又た一看上の文字を執るべからず。玉帛を云はんやの如きを如何せん。哉の字上に又た乎の字を用ふれば、則ち哉の字も亦た疑ふなり。中国に文学を作すに、古は其の格律の高き、義理の正しきを取る。此等の処、初め瑣瑣として計議せずとも、蓋し格律は既に高く、義理は既に正しければ、此れ等の字樣は自ら端的なり。我が姚江の趙搗謙先生は国初に在りし時、翰林に入り、曾て六書本義を作る。我曾て此の書を見るに、亦た此の如く説くに過ぎず、と。

鸞岡は、文章を書くのに、「焉」「矣」「乎」「哉」等の字は、柳宗元が述べたこと以外に他に異なる意味はあるのか。日本にいる友人で、常にこのことについて疑問を持っている者がいる、と尋ねている。柳宗元が述べたこととは、「復杜温夫書」(卷三十四)に、「但見生用助字、不当律令。唯以此奉答。所謂乎歟耶哉夫者、疑辞也。矣耳焉也者、决辞也。」(但だ生が助字を用ひ、律令に当たらざるを見る。唯だ此を以て奉り答ふ。所謂る乎・歟・耶・哉・夫は、疑辞なり。矣・耳・焉・也は、决辞なり。)とあるのに拠っている。

これに対して明人・楊端夫は、「焉」「矣」「哉」「也」の四字は決定を表す助字であり、「乎」「哉」等の字は疑問を表す助字である。目に入った文字で解してはいけない。『論語』卷十七「子曰、礼云礼云、玉帛云乎哉。樂云樂云、鐘鼓云乎哉。」(子曰く、礼と云ひ、礼と云ふも、玉帛を云はんや。樂と云ひ樂と云ふも、鐘鼓を云はんや、と。)の「玉帛云乎哉」の場合はどうであろうか。「哉」の字の上に「乎」の字を用いており、「哉」の字も疑問の意を表している。中国では文学を創り出すのに、古くはその格律(法度)の高さと義理の正しさを重視していた。これらの点については、初めは細々と議論しなくても、格律は既に高く、義理は正当であつたので、これらの文面は自然と明白で要点をとらえていた。姚江(浙江省餘姚縣治の南)の趙撝謙先生(一三五二—一三九五)は、明初に翰林院に入り、『六書本義』を製した。私がこの書を見たところ、ここに述べた説に過ぎるものではなかつた、と答えている。

この問答では、文章作法について、特に助字の用法について話題になつていゝ。禪林において漢文作成が必須であるための関心事と言えよう。

〈問答19〉

(日本東樵又問) 寧波府金先生杭州登第人也。旧冬赴南京、就翰林学士、請益其学也。余曾問此事、彼人所說、亦与先生之說一般也。余又問彼人曰、助

字之訓有異義否。彼曰、待我考之。余繇是■■無其異義也。我地有人欲眩後生、作穿鑿之說。我常語朋友曰、此事若有異說、則古今文人何不評論哉。余未見其說也。而今聞先生之說、如合符矣。我歸本國与朋友談此事、發一笑耳。(明人又答) 不但金先生說一般也。雖天下萬世、亦一般也。蓋人同此心、心同此理故耳。何独於上國惑之。豈不同着同文之說邪。作文自有大段道理、此當不十分爭校。

(日本東樵又問) 寧波府の金先生は杭州登第の人なり。旧冬南京に赴き、翰林学士に就き、其の学に益せんことを請ふなり。余曾て此の事を問ふ、彼の人の説く所も、亦た先生の説と一般なりや、と。余又た彼の人に問ひて曰く、助字の訓に異義有りや否や、と。彼曰く、我の之を考ふるを待たんや、と。余是に繇りて■■其の異義無きなり。我が地に人の後生を眩ませ、穿鑿の説を作さんと欲する有り。我常に朋友に語りて曰く、此の事若し異説有れば、則ち古今の文人、何ぞ評論せざらんや。余未だ其の説を見ざるなり、と。而して今先生の説を聞き、合符するが如し。我本國に歸りて朋友と此の事を談じ、一笑を發するのみ、と。

(明人又答) 但だ金先生の説のみならず一般なり。天下萬世と雖も、亦た一般なり。蓋し人此の心を同じくし、心は此の理を同じくするの故のみ。何ぞ独り上國に於てのみ之を惑はさん。豈に同着同文の説ならざらんや。文を作すに自ら大段道理有れば、此れ當に十分に争校せざるべし、と。

鸞岡は、質問を続ける。寧波府の金先生は、杭州出身で試験に及第した人である。旧冬に南京に赴き、翰林学士に従ひ、自分の学問を向上させてほしいことを請うた。私はかつて金先生が説いた内容は、楊先生が説いた内容と同様であるか、と尋ねた。また金先生に、助字の意味に異なつた意味があるのかどうか、とも尋ねた。金先生は、自分がこのことを考えるのを待つことがあろうか、と言われた。私は(■■)異なつた意味はない、とし、日本の地では、後に学

ぶ人を惑わさんとして、必要以上に穿鑿して説く者がいる。私はいつも友人に言うのは、この助字に関するにもし異説があれば、古今の文人がどうして評論しないことがあるのか。私はいまだにそのような説を見たことがない、と。いま先生の説を聞いて事の彼此が合致した。自分が本国へ帰り、友人とこのことを語り合い、一笑を発することにしよう、と言う。

明人・楊端夫は、金先生の説だけでなく広く行き渡っていることである。天下中いつの世においても同様なのである。思うに皆の考えに変わりはないためである。どうして中国においてだけ惑わすことがあるのか。同じ書物で同じ文章の説ではないか。文章を作るのに自然と大筋と道理が具わっていれば、十分に争って調べ直す必要はない、と答えている。

日本と中国では、同様の漢字を用いて作文・解読しており、助字の使用法において差異がないことを論じている。

〈署名4〉

（東樵）禮記年月日、為後日之話欄去。

時正徳七年三月二十日、与東樵使君偶論作文字樣、故書之。姚江楊端夫。

（東樵）禮に年月日を記し、後日の話欄と為し去らん。

時に正徳七年三月二十日、東樵使君と偶たま作文の字樣を論じ、故に之を書す。姚江楊端夫。

鸞岡は、幸いに年月日を記し、後日の話の種とする次第だとする。

時に正徳七年（一五一二）三月二十日、たまたま遣明使の東樵君こと鸞岡と作文の際の字樣について論じたので、その内容をここに記した。姚江の楊端夫。

問答7から19までは、鸞岡が楊端夫と正徳七年三月に問答を行っており、祝允明と同年六月に問答を行う以前に行われたことが分かる。

〈問答20〉

（東樵問）簽書判官簽字、如何。

（明人答）簽字只是判押之名。有用僉字、不用竹頭者、乃參佐之義。但古亦通用。今官中押字、只云僉書是也。

（東樵問）簽書判官の簽字は如何、と。

（明人答）簽の字は只だ是れ判押の名なり。僉の字を用ひて、竹頭を用ひざるの者有るは、乃ち參佐の義なり。但し古も亦た通用す。今官中の押字は、只だ僉書を云ふは是れなり、と。

鸞岡は、「簽書判官」（各州に置かれた諸案文移を総理し、其の長に上申する官）の「簽」の字がいかなる意味か尋ねている。

明人は、「簽」の字はただ花押（文の末尾に記す署名）の名である。「僉」の字だけを使用して、竹冠を用いないのは、下役であることを意味する。ただし、昔もまた通用している。今も在官中に使われる「押」の字が、ただ署名することを示すというのがこれにあたる、と答えている。

この問答20以降の明人については不明である。

〈明人留意1〉

（明人）四書五經、還是漢晋唐儒者為詳、謂之十三經注疏、亦可致之。宋儒所注、正是精約處、然須看注疏、方尽博學詳說之功也。

（明人）四書五經、還た是れ漢晋唐の儒者詳と為し、之を十三經注疏と謂ひ、亦た之に致すべし。宋儒の注する所は、正に是れ精約なる処にして、然れば須く注疏を看、方に博學詳說の功を尽くすべきなり。

明人は、四書五經は、漢・晋・唐の儒者が詳しく解説したものを「十三經注疏」といい、その成果にいたらせることができた。宋の儒者が注を付けたところは、まさに非常に詳しく練ってあり、そうであれば、注疏をじっくり読んで、博學、詳說を理解すべきである、と述べている。

〈明人留意2〉

〔明人〕所論甚善。宋儒陰用釈氏之旨而陽指之。此惟可与智者道耳。

〔明人〕論ずる所は甚だ善し。宋儒は陰かに釈氏の旨を用ひて陽て之を指す。

此れ惟だ智者の道に与すべきのみ。

明人は、続けて、宋人の論ずるところは大変素晴らしい。宋の儒者は密かに釈氏の宗旨を利用し、偽りの説を説く。ここはただ智識の高い人の教えに従うべきである、と述べている。

まとめ

以上のことから『古文真宝不審』について、次のことが確認できる。

・ 鸞岡省佐が正徳七年（二五二二）に入明し、明人で行った問答、さらに明人の感懐や言説を筆記したものである。

・ 鸞岡が質問した明人として名前の明らかなのは、祝允明・唐寅・楊端夫である。

・ 鸞岡と祝允明とは、「秋風辞」「後出師表」「滕王閣序」に関する問答を正徳七年六月に行っている。

・ 鸞岡と楊端夫とは、『古文真宝』やその他に関する問答を正徳七年三月に行い、祝允明との問答を行った後も、楊端夫はその感懐を述べている。

・ 祝允明は、鸞岡の『古文真宝』理解を称賛している。

・ 楊端夫との問答では、『古文真宝』に関すること以外の語句、文章作法について議論している。

・ 末尾には、明人某の言説が補記される。

これらの点をふまえた上で、鸞岡の生涯に『古文真宝不審』がどのように関わってくるのか、鸞岡の入明と祝允明・唐寅・楊端夫との交流の詳細、鸞岡の

『古文真宝』理解とその意義については、稿を改めて論じたい。

